

項 目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料 第13部 病理診断 第1節 病理標本作製料 N002 免疫染色（免疫抗体法） 病理組織標本作製 【項目の見直し】 【注の見直し】 N004 細胞診（1部位につき） 【項目の見直し】	6 その他（1臓器につき） 400点 注2 6について、確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、標本作製を実施した場合には、1,600点を所定点数に加算する。 1 婦人科材料等によるもの 150点 2 穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの 190点	6 ALK融合タンパク 2,700点 7 CD30 400点 8 その他（1臓器につき） 400点 注2 8について、確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、標本作製を実施した場合には、1,600点を所定点数に加算する。 1 婦人科材料等によるもの 150点 2 穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの 190点 3 セルブロック法によるもの 860点

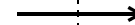
第2節 病理診断・判断料

N006 病理診断料

【点数の見直し】

- 1 組織診断料
- 2 細胞診断料

400点
200点



450点
200点